

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて (二)

村下 博

はじめに

- 1 執筆目的と解明点
- 2 今後の課題と本稿の目的 (以上四七号)
- 一 外国人労働者問題の動向
 - 1 外国人労働者問題の実態的動向
 - 2 外国人労働者問題の動態的特徴
 - 3 外国人労働者問題の諸相と展望 (以上本号)
- 二 外国人労働者受け入れ論議の動向
- 三 第二次出入国管理計画の批判的検討
- 四 移住労働者受け入れ国の責務
- 五 外国人労働者受け入れ構想づくりのために

一 外国人労働者問題の動向

本章の目的は、現代日本の外国人労働者問題の基本的動向をさぐり、本問題の展開を可能なかぎり見通すことに

よって、外国人労働者受け入れ構想づくりにあたってより客観的な認識を共有しようとする点にある。

筆者はこれまで時期的には一九九〇年代後半に至るまでの外国人労働者問題の動向をさぐってきた。この動向をさぐる指標として、主に法務省入国管理局公表の統計資料に依拠して、外国人入国者・外国人登録者・合法就労外国人・不法残留者・不法就労外国人をとりあげ、現代日本の外国人労働者問題の特質を摘出しようと試みた。ここでは上述の指標のその後の動向をさぐりつつ、かつ外国人労働者問題の今後の展開をさぐってみたいと考える。

1 外国人労働者問題の実態的動向

(1) 外国人入国者の動向

これまでの分析対象時期としては、一九七五年から一九九七年までをとりあげ、外国人入国者の動向を外国人労働者問題に関連して次のことを指摘しておいた。⁽¹²⁾①外国人入国者の大部分が日本で就労しているわけではないが、入国者の増加傾向は—日本の構造的な不況下にあつて—、何らかの形態で就労する外国人労働者の増加傾向と軌を一にしていると考えられる。②新規入国者のうちでアジア地域が一九九六年で約六三%を占め、また在留資格上就労できない観光ビザの入国者のうち中国・韓国が多数を占めていることは、外国人労働者の流入動向をさぐるうえでの重要な問題である。すなわち、景気変動に関係なくアジア近隣諸国の入国者が増加していることを、ただ単に日本への観光客の増加ととらえるのはあまりにも短絡的であり、またアジアからの観光客の相当部分が日本で就労していると断定するものではないが、観光ビザでの入国者の一定部分が何らかの形態で就労しているとみる方がより実態に近いと考えよう。③就労に相当程度関連する在留資格である留学・就学・研修・家族滞在などにおいてアジア地域出身者が多

数を占めることである。上述の在留資格は現行法上就労が著しく制約ないし否認されているものであるが、実際には、大部分が実質上就労しているものと考えてよい。

上述の時期以降の入国者の動向は次のように推移している。⁽¹³⁾①外国人入国者数は、一九九八年四、五五六、八四五人(前年比二・四%減)、一九九九年四、九〇一、三二七人(前年比七・六%増)となっている。一九九八年に若干減少しているが、一九九九年には再び増加に転じている。一九七五年の約七八万人と比べると、一九九九年は約六倍強に増加しており、この増加傾向が何らかの形態で就労する外国人労働者の増加の要因となっていることは容易に推測できよう。②一九九九年入国者を国籍別にみると、韓国一、一六〇、〇三四人(構成比二三・七%)、中国(台湾)九六三、七〇一人(同一九・七%)、アメリカ七二〇、一四二人(同一四・七%)、イギリス(香港)二〇八、一七二(同四・三%)の順となっており、依然として韓国・中国が絶対多数を占めている。さらに絶対数は少ないものの、フィリピン・タイの増加傾向は注目される(新規入国者において)。③さらに新規入国者を在留資格別にみると(一九九九年)、観光ビザでは中国・韓国二カ国で全体の五五・一%を占めていること、興行ではフィリピンが全体の五五・四%を占めていること(アメリカ・ロシア・イギリス・韓国が続いている)、留学では中国が全体の三六・九%を占めていること(韓国・アメリカ・中国(台湾)が続いている)、就学では中国が全体の四九・六%を占めていること(韓国・中国(台湾)・オーストラリアが続く)、研修では中国が全体の四五・九%を占め、次にインドネシア・フィリピン・タイが続いていることが特徴としてあげられる。

近年明らかに外国人入国者数の増加傾向は顕著であり、出身地域・国籍別では中国・韓国を主にしてアジア諸国が多いが欧米諸国の増加もみられること、いくつかの在留資格別では依然としてアジア諸国が多数を占めていることが

入国者の実態的動向として看取できる。

(2) 外国人登録者の動向

これまでの分析対象時期としては、一九五二年から一九九七年までをとりあげ、外国人登録者の動向を外国人労働者問題に関連して次のことを指摘しておいた。⁽¹⁴⁾①外国人登録者のうちで非永住者の割合が急増していることをみると、合法就労外国人および就労に制約はあるが実質上就労する外国人が急増していることがうかがわれる。②出身地域別にみると、近年アジア・南米をあわせると九〇%を超えており、この二つの地域の外国人登録をする外国人労働者が急増していることがわかる。③外国人登録で就労にかかわる在留資格別にみると、ここでもアジア・南米地域の出身者が大多数を占めている。さらに、実質上の就労しているものと考えられる留学・就学・研修の在留資格においては、そのほとんどをアジア諸国で上位を占めていることが注目される。

上述の時期以降の外国人登録者の動向は次のように推移している。⁽¹⁵⁾①外国人登録者数は、一九九八年一、五二二、一六人(前年比二・〇%増)、一九九九年一、五五六、一一三人と推移し、日本総人口比率も一九九八年一・二%、一九九九年一・二三%へと着実に増加している。一九五二年の約五七万人から一九九九年の約一五六万人へと約二・七倍に四〇年間で急増していることになる。②地域別にみると、一九九九年でアジア七四・六%、南米一七・九%を占め、二つの地域だけで九二・五%に上っている。③永住者と非永住者の比率をみると(以下一九九九年)、約三対七となっており、外国人登録者の様相はこの数年で一変する状況に至っている。④国籍別にみると、韓国・朝鮮、中国、ブラジルの順となり、韓国・朝鮮の構成比がこの間急速に低下していることが注目される。⑤就労にかかわる在留資格をみると、留学・就学・研修の九〇%強がアジア地域出身でしめられている。また興行九二・〇%、技能八

九・七%、技術八六・四%となっており、それぞれがアジア地域出身者である。さらに詳しくみると、留学では中国が全体の五五・五%を占め、韓国・朝鮮、マレーシアが続く、就学では中国が全体の六六・〇%を占め、韓国・朝鮮が続く、研修では絶対数は若干減少しているが中国が全体の六〇・五%を占めインドネシア、フィリピン、ヴェトナムが続いている。

外国人登録者に関しては、一九九七年以前と比べると、絶対数の増加、あらゆる在留資格におけるアジア・南米地域の高い比率、非永住者数・比率の増加、在留資格別では韓国・朝鮮、中国以外の国籍の増加など、この一〇年間の変化がさらに加速していることがわかる。このことを外国人労働者問題からみると、あくまで合法就労外国人にかぎっては、顕著な特徴的動向を見いだすことができる。また、外国人登録者を都道府県別にみると、ブラジル・ペルー籍が関東・中部地方から全国に拡散する傾向をみせていることが注目される。最後に、外国人登録者の動向については、上述した諸特徴から、外国人および外国人労働者の基本的動向をうかがい知るものとなっていることを指摘しておく。

(3) 合法就労外国人の動向

これまでの分析対象時期は一九八六年から一九九六年の約一〇年間であるが、合法就労外国人の動向について次のことを指摘しておいた。¹⁶⁾①一九九〇年の改正入管法で就労可能な在留資格が数としては増加し、合法就労外国人の大幅な増加がみこまれるはずであったが、実際にはこの間(一九九〇—一九九六)約一・五倍の増加にすぎず、当初の目論見はみごとにははずれたことになる。血統主義と単純労働者確保を目的とする南米日系人労働者の導入以外には、入管法の当初の改正目的は達成されなかったともいえる。②改正入管法の制定過程において法務省に主導権をうばわ

れ労働力需給状況に関する協議への関与のみを許されることとなった労働省は、一九九三年より外国人雇用状況報告制度を創設して、同年以降外国人雇用状況報告の集計結果を公表している。この報告制度は明らかに合法就労外国人を対象にしたものであり、報告結果をみると、外国人雇用の特徴として、(イ)製造業に多数就労していること、(ロ)事業所規模は五〇―二九九名ものが過半数を占めていること、(ハ)直接雇用より間接雇用が増加していることなどを列挙している。この特徴からは、合法就労外国人といえども、不安定雇用労働者が多数を占めていることが判明してくるであろう。③在留資格別に構成内容をみると、日本における合法就労外国人のおかれた状況の異常さがかびあがっている。興行という在留資格で働く女性エンタテイナーを一応除外してみると、合法就労外国人数は一九九〇年から一九九六年の間では約四五、〇〇〇人から約八五、〇〇〇人で推移しているが、このことは必ずしも改正入管法の日論見通りとはなっていないことを示している。また合法的な単純労働者ともいえる特定活動、資格外活動、日系人労働者等を合計しても約一三〇、〇〇〇人から約三五〇、〇〇〇人で推移するという合法就労外国人の構成内容の異常がかびあがっている。このように、エンタテイナー、外国人留学生、留学生新卒採用者、日系人の労働者などのそれぞれに問題をかかえる外国人労働者が合法就労外国人の大部分を占めることは、改正入管法の目的とも違背しておりさらには日本の外国人労働者政策の問題点を如実にうかびあがらせるものとなっている。

上述の時期以降の合法就労外国人の動向は次のように推移している。⁽¹⁷⁾①合法就労外国人数の動向をみる場合、新規入国外国人数および在留資格別外国人登録者数(いずれも就労可能な在留資格からみる)の二つがある。ここでは在留資格別外国人登録者数(日本人の配偶者等などのいわゆる日系人労働者を除く)からみると、一九九七年一〇七、二九八人、一九九八年一一八、九九六人となっている(増加しているのは、興行三〇・一%増、人文知識等・技能・

教授等であり、減っているのは、宗教・報道・医療であることに注目しておきたい。改正入管法施行三年目の一九九二年と一九九八年を比べても約四〇%増に過ぎず、合法就労外国人が大幅に増加しているとは到底いえないことを確認しておきたい。②日系人労働者(ブラジル・ペルー籍)の動向を、外国人登録者数でみると、一九九八年二七三、六四八人、一九九九年二六三、五三四人で推移しているが、一九九〇年以降一九九八年までの増加が、一九九九年に入り減少に転じていることが注目される。とくに日本人の配偶者等の在留資格においてブラジルが一四、四九六人で一二・八%と急減していることは少々気になるのである。日系人等の外国人労働者数も上述の動向と符合して減少に転じているものと考えられる。⁽¹⁸⁾③興行という在留資格をみると(外国人登録者)、一九九五年に一旦減少に転じたが、一九九六年二〇、一〇三人、一九九七年二二、一八五人、一九九八年二八、八七一人と増加に転じていることは注目される。このこととあわせて、外国人登録をするフィリピン籍も同様の増減傾向を示していることは気になるのである(一九九五年七四、二九七人、一九九六年八四、五〇九人、一九九七年九三、二六五人、一九九九年一〇五、三〇八人)。

このようにみると、一九九六年以降合法就労外国人が増加傾向にあることは確かであるが、その増加要因が興行による増加であり、その興行のうちアジア地域出身者が九〇%以上を占めていることは、合法就労外国人の動向には今後とも構成内容に注目した分析視点が必要であることを示しているといえよう。

さらにここでは労働省の合法就労外国人を対象にした「外国人雇用状況報告」の結果を紹介しておきたい。⁽¹⁹⁾同報告は、次のような点を指摘している。①雇用事業所は一七、三六七カ所(前年比二・五%増)、外国人労働者数は一五、〇三八人(同〇・二%増)であり、過去最高となった反面、「外国人労働者への依存度は年々高まっていたが、長

引く不況などから雇用者全体が減る中で外国人雇用の伸びも鈍化してきたのではないかと指摘している。②就労業種は、製造業が最も多く、サービス、卸・小売り・飲食店が続くとしている（三業種で約九〇%を占める）。③男女比率は、男性六二・九%、女性三七・一%であるが、女性が二・三%増加し、男性が〇・九%減少したとする。④出身地域は、南米とアジアで約七一%を占めるとする。④間接雇用の割合は三九・九%（前年比〇・四%増）を占め、間接雇用の業種はその約九〇%が製造業であるとする。この労働省の報告結果をみても、合法就労外国人において多くの問題点があることはうかがい知ることができよう。⁽²⁰⁾

(4) 不法残留者の動向

これまでの分析対象時期は一九九〇年七月から一九九八年一月までであり、不法残留者の動向について次のことを指摘しておいた。⁽²¹⁾①不法残留者の相当部分は現実に就労していることを考えると、不法残留者の動向は外国人労働者の動向を把握するうえで不可欠の要因として注視する必要がある。②統計上では必ずしも鮮明にあらわれてこないが、不法残留者の在留期間が長期化している点に注目する必要がある。この長期化の要因としては、風俗産業に限らずその他の産業においてもパスポートの取り上げなどの拘束手段が常態化していることがあげられ、このことが不法残留者の一定数の維持と長期在留を招いているものと考えられる。③不法残留の方法としては短期滞在によるものが減少し、興行・研修などによるものが増加傾向にあるのは、入管当局の上陸許可審査の厳格化もひとつの要因としてあげられる。ところが、就労可能な在留資格を利用して入国後在留期間を超過して不法残留する者が増加しているのは、入国手段の巧妙化と入国後の雇用主・ブローカー・暴力団などによる身体拘束という要因が絡んでいるものと考えられる。④一九九七年一月時点で見ると、外国人労働者の動向ともかかわって、国籍別の変化は、韓国・フィリピン・

中国・ミャンマーが増加し、タイ・ペルー・マレーシア・イラン・バングラデシュ・パキスタンが減少している。この傾向は今後も継続していくものと考えられ、一〇年前の様相と異なっていることに注目しておきたい。

上述の時期以降の不法残留者の動向は次のように推移している。⁽²²⁾ ①二〇〇〇年一月時点での不法残留者数は二五二、六九六人であり、過去最高値一九九三年五月時点の二九八、六四六人さらには一九九八年一月時点の二七六、八一〇人に比べると約四七、〇〇〇人から約二〇、〇〇〇人減少していることになる。⁽²³⁾ ②国籍別にみると、(イ)韓国は四・九%減少し、短期滞在が九〇・九%を占めていること、(ロ)フィリピンは七・三五減少し、興行全体の九〇・九%を占めていること、(ハ)中国は八・八%減少し、就学全体の七九・四%、留学全体の七四・六%、研修全体の三八・四%を占めていること、(ニ)タイは一一・五%減少し、短期滞在が九四・七%を占めていること、(ホ)マレーシアは〇・六%減少し、短期滞在が九八・二%を占めていること、(ヘ)中国(台湾)は二・〇%減少し、短期滞在が九五・一%を占めていること、(ト)ペルー、イラン、ミャンマー、バングラディシュ、パキスタンがそれぞれ減少し、インドネシアのみが〇・八%増加していることなどの特徴がみられる。③在留資格別にみると、短期滞在(七五・四%)、興行(五・〇%)、就学(四・五%)、留学(二・四%)、研修(二・二%)の順位となっている。④国籍別順位をみると、韓国(二四・一%)、フィリピン(二四・四%)、中国(二三・一%)、タイ(九・三%)であり、マレーシア、中国(台湾)、ペルー、イランなどが続いている。

このように不法残留者の絶対数自体は減少傾向にあることは事実である。国籍別特徴としては、韓国、フィリピン、中国、タイは依然として高い構成比率を維持しており、またその他の国々も順位が変化するものの一定比率を維持していることがわかる。さらに国籍によって、在留資格に多様性があることは注目されるところである。ただし

年の統計資料には在留期間に関するものが欠如しているが、不法残留者の在留期間が長期化していることは容易にうかがい知ることができよう。⁽²⁴⁾

(5) 不法就労外国人

これまでの分析対象時期は一九八一年から一九九七年までであり、不法就労外国人の動向については次のことを指摘しておいた。⁽²⁵⁾

不法就労外国人に関しては、取締り当局が摘発した件数のみの統計であるという制約があり、かつ他の指標と比べると絶対数において多くはないが、政府当局も認めるように潜在的な数は相当なものであり、また日本の外国人労働者の大部分を占めているものであり、外国人労働者の動向把握にとって不可欠の指標であるといえる。このことをふまえた次の特徴を列挙しておいた。

①全体数をみると一九九三年にピークに達し、その後減少傾向にあるが、あくまで摘発件数であつて実態としては相当数が潜在化しているとみてまちがいはない。②性別でみると、男女比率が一九八八年に逆転して以来、男性の比率の方が高率を維持しているものの、一九九二年以降女性の絶対数、比率が再び増大傾向にある。この女性比率が再び増大しているのは、風俗産業以外の産業、あるいは業種への外国人女性労働者の進出あるいは増加によるものである。③在留資格別にみると、男女ともに短期滞在の割合が減少傾向にあり、一方で留学・就学・研修・興行の割合が増大している。このことは、入国手口の巧妙化・組織化が進んでいるともいえる。在留資格と国籍の関係をみると、就学・留学・研修では中国籍が圧倒的に多く、興行ではフィリピンが突出して多いことが特徴である。④稼動内容を見ると、男性では建設作業員、工員が多数を占めることに変わりないが、それらの割合が減少する一方でその他の職

種への拡散傾向がみられる。女性ではホステスが常に多数を占め一位を維持しているが、その他の職種への拡散およびその割合の増大が近年顕著となっている。このように男女とも特定職種への偏在傾向から多くの職種への拡散傾向が共通の動向としてみられる。⑤年齢別で見ると、男女ともに働き盛りの年齢層が圧倒的多数であるが、男女別に平均年齢をみると女性のそれが若いことがわかる。これは女性の多くが風俗産業に従事していることによるものである。⑥就労期間は明らかに長期化しており、不法残留者の動向とも符合しており、外国人労働者の「定着化」が叫ばれる所以でもある。⑦従業員数による事業所規模をみると、男女ともに中小ではなく零細事業所で就労しており、それも五—三〇人規模の事業所に集中しており、さらに女性は風俗産業の性格から五人以下の事業所で就労するケースの多いことがわかる。⑧労働条件全般にわたる詳細な統計が欠如しているところから、ここでは報酬額に限定してみると、男女間には若干の較差もあるが、同職種の日本人労働者と比べると三分の一から三分の二であり、相当劣悪な労働条件で就労していることがうかがわれる。⑨稼働場所をみると、男女ともに首都圏に集中する傾向に変わりはないが、北関東・中部・近畿地方も増加する傾向があり、とくに女性は風俗産業との関連で地方拡散の傾向がみられるなど、全体として地方拡散の傾向が同時にみられる。⑩入国・入職経路に関連して雇用主・ブローカー・暴力団とのかわりを見ると、雇用主と不法就労者の国籍の間には一定の相関関係がみられること、ブローカー・暴力団の介在ではとくにアジア出身外国人労働者が犠牲となる構図がうかがいあがつてくることなど原生的な労働関係にも似た実態が特徴としてみられる。

上述の時期以降の不法就労外国人の動向は次のように推移している。⁽²⁶⁾①上述したように一九九三年に絶対数はピークに達しそれ以降一九九八年までは減少していくが、一九九九年に入り、四六、二五八人と再び増加に転じている(一

説

論

九九八年は四〇、五三五人)。②不法就労外国人の特徴としては、(イ)国籍については九六ヶ国と依然として多国籍化を示していること、(ロ)就労期間は「三年を超える」者が半数を占め、また「五年を超える」者の割合が年ごとに増加しており、就労期間の長期化が「定着化」現象を呈していること、(ハ)稼働場所は北関東・首都圏で全体の約七割を占める一方で全国的に拡散する傾向がみられること、(ニ)稼働内容をみると、男性では建設作業員が最も多く、工員、バーテンが続き、女性ではホステス等が最も多くウエイトレス、工員が続いていること、(ホ)報酬日額をみると、「七〇〇〇円超え一万円以下」が最も多く、全体として低額化傾向がみられること、(ヘ)国籍別順位をみると、韓国は一九九二年にピークに達しそれ以降減少傾向にあったが一九九九年には前年比四〇・六%増(一三、一六四人―女性七、七九六人、男性五、三六八人)となっていること、中国は一九九五年にピークに達し一旦減少し一九九九年には前年比一四・六%増(八、二七八人)となっていること、フィリピンは一九八七年にピークに達しそれ以降増減をくりかえし一九九三年からは基本的に増加に転じ一九九九年には前年比一八・五%増となっていること、タイは一九九三年にピークに達しそれ以降減少するが一九九九年再び前年比八・九%増となっていること、さらにイラン前年比二六・一%減、ペルー同一一六・四%減などとなっていることが列挙できる。ここでは、上述の時期と比べ大きな変化はみられないが、ただ不法就労外国人の絶対数が韓国、中国、フィリピン、タイの増加のなかで再び増加に転じていることに注目しておきたい。

2 外国人労働者問題の動態的特徴

これまで外国人労働者問題の実態的動向について二つの時期に分けて―それぞれの指標の分析時期は異なっている

が、分析し若干のまとめを行ってきた。これをふまえここまで、現段階における外国人労働者問題の動態的特徴をそれぞれの指標にしたがって指摘しておきたい。

① 外国人入国者の動向は、バブル・バブル崩壊・「構造調整」不況などの過去一〇年間の景気変動に関係なく持続的な増加傾向を示しているといえる。とくに、日本に定住する外国人の再入国を除いて、新規入国外国人数が持続的に増加していることは注目に値する。地域別にみるとアジア地域出身者が多数を占め、国籍順位にはさほど大きな変化はみられないが、実質上就労にかかわる在留資格による入国者を見るとアジア地域出身者が圧倒的に多数を占めていることが特徴的である。この外国人入国者を外国人労働者問題の動向と関連づけてみることに異論もあろうが、日本政府の秩序なき外国人労働者受け入れ状況からみると、外国人入国者の動向は非常に重要な指標であると考える。というのは、短期滞在・留学・就学・研修・家族滞在など本来的には就労とかわりのない在留資格による外国人入国者については、入国者全体のなかでの就労割合を正確に特定することができないが、実際上何らかの形態で就労する外国人が相当数存在すると考えざるを得ないからである。例えば、外国人入国者を国籍別・在留資格別にみると、他の指標の動向と類似する動向を示していることから、外国人労働者問題の動向把握にとって不可欠の検討対象であるといえよう。

さらにこれまでは外国人労働者問題の動向をさぐる指標として、不法入国者の動向を視野に入れてこなかったが、今後はこの動向も不可欠の指標となっていることを指摘しておきたい。

② 外国人登録者の動向については次の点を指摘することができる。（イ）まず注目すべきは、日本の総人口の1%強を占めるといふ量的増加もさることながら、永住者と非永住者の比率が逆転し、かつ非永住者比率が増大し続け

ていることである。(ロ)外国人登録人口のなかでつねにアジアおよび南米地域出身者が九〇%を超える比率を占めていることである。このことは、合法就労外国人のみならず不法就労とされる外国人労働者の出身地域を示すものとして注目されるし、何よりも日本の外国人労働者問題を考えるうえで欠くことのできない問題分析要因であるともいえる。(ハ)合法就労外国人の動向にかかわって、就労できる在留資格を有する外国人登録者についてみると、アジア、南米地域出身が圧倒的多数を占めていることである。さらに、留学・就学・研修などの就労と深いかわりのある在留資格において、中国・韓国・タイ・インドネシア・フィリピン籍がつねに上位を占めていることである。(ニ)このようにみていくと、外国人登録者人口の動向は、合法就労外国人および就労上問題をかかえる留学生・就学生・研修生・エンターテイナーなどの動向を把握するうえで重要な指標であることが分かる。さらには、上述以外の在留資格においても何らかの形態で就労する外国人労働者およびそれらの家族の動向をみるうえでも不可欠の指標であるといえよう。

③ 合法就労外国人の動向については次の点を指摘することができる。(イ)一九九〇年の改正入管法施行以降、就労にかかわる在留資格を整備・拡充し、技術・技能を有しかつ日本人労働者では代替できない外国人労働者についてはできる限り多く受け入れると公言してきた日本政府の意図に反して、合法就労外国人は数量的にみてもさほど急激な増加傾向はみられず、外国人労働者全体に占める比率は極めて少ないものである。(ロ)さらに、問題点として指摘しなければならないことは、一口に合法就労外国人といっても、一様でなく、さらなる分類をしなければならぬことである。少々大雑把な分類あるいは内訳であるが、問題がないとされかつ日本人労働者に比べてもそれなりの待遇を受けている合法就労外国人は合法就労外国人全体のなかでもさほど多くなく、むしろ少数とさえいえるが、他方、

興行・留学・研修・日本人あるいは永住者の配偶者等・定住者などの就労上困難あるいは問題をかかえ、かつ日本人労働者と比べて冷遇されている合法就労外国人の方が数量的には多いということがいえる。また合法就労外国人のなかでは、前者はみるほどの増加傾向を示しておらず、逆に後者は相当数に上るあるいはむしろ増加傾向にあることは注目すべきであろう。ただここでは一応問題のない合法就労外国人という表現をしているが、彼らも個別の在留資格でみていくと問題をかかえるに至っている事実も指摘しておかなければならない——在留期間切れ後の解雇、労働条件をめぐるトラブルなど。――（ハ）労働省等の調査からも明らかにになっているが、合法就労外国人といえども、製造業に偏在していること、事業所規模が中小零細に集中していること、直接雇用に比べ間接雇用が増加しつつあることなどの不安定雇用労働者としての特有の問題をかかえるに至っていることである。

④ 不法残留者の動向については次の点を指摘することができる。（イ）一九九三年五月時点のピーク以降、数量的には徐々に減少傾向をみせているものの、二〇〇〇年には約二五万人強となっており、依然として高い数値を示しかつ不法残留者の大部分が不法就労しているとされていることから、不法残留者の動向は不法就労外国人の動向と相俟って外国人労働者問題の重要な分析指標であることに変わりはない。（ロ）超過滞在期間が長期化していることから、婚姻・出産などの個人生活上・社会生活上の問題も生じており、「定住」にかかわる問題がさけて通ることのできない段階に至っている。（ハ）不法残留者の在留資格をみると、短期滞在では絶対数が多いがその比率が減少し、その他の就学・興行・留学・研修等の比率は増大する傾向にあることが注目される。（ニ）超過滞在期間の長期化および在留資格の内訳の変化は、これまた不法就労外国人の動向とも関連して注目されることである。

⑤ 不法就労外国人の動向については上述で詳細に指摘したところであり、ここでは簡単に次の点を指摘しておく

たい。(イ)日本政府も一部認めるところであるが、外国人労働者全体のなかでは最も多数を占めていることから、不法就労外国人の動向は、日本の外国人労働者問題の動向把握のためにはまた実態的把握のためには必要かつ不可欠の指標である。そういう意味では近年法務省入国管理局の統計上の処理・分析が簡素化していることは気になることである。(ロ)不法就労外国人の動向は、日本の外国人労働者全体の動態的特徴を抽出する場合には、より実態に近いものを提供してくれるものと考えている。いずれにしても不法就労外国人は、日本経済の最低辺を支えていることだけはまちがいのない事実であろう。

上述のように、それぞれの指標にしたがって動態的特徴を指摘してきたが、少々重複する感がないわけではないが、ここでは要約的に、日本の外国人労働者問題の動態的特徴を総体的に次のように指摘しておきたい。⁽²⁷⁾

まず第一に、日本の人口動向、産業構造の転換などを考慮しても、外国人労働者の数は景気変動による若干の変化があっても、現在の一定数を維持していくかあるいはそれ以上に増加していくものと考えられる。政府機関の諸統計・諸報告のなかで、不法就労外国人の数を「約六〇万人」あるいは「相当数」と表現はさまざまであるが、外国人労働者数の大きな部分を占める不法就労外国人数をこまかすことには問題がある。そこで、各種統計および報告書類からみて筆者は不法就労外国人の数を一〇〇万人以上と推定している。そうすると、定住外国人労働者、合法就労外国人、留学生、就学生、研修生、技能実習生、日系人労働者など、不法就労外国人を合計すると、外国人労働者の絶対数は約二〇〇万人にも上るものと推計することもできよう。

第二に、外国人労働者の分類に関して、従来より筆者も、不法、合法と単純に分ける傾向にあったが、現時点では一応「比較的問題のない合法就労外国人」、「問題をかかえる合法就労外国人」、「不法就労外国人」というように分類

した方がよいのではないかと考える。このような分類に従って、外国人労働者の内訳をみると、まず「比較的問題のない合法就労外国人」はそれほど増加しておらず絶対数からみてもごく少数といっても間違いないだろう。つぎに「問題をかかえる合法就労外国人」は「比較的問題のない合法就労外国人」よりもはるかに多数である。さらに合法就労外国人全体と不法就労外国人を比べると、後者が圧倒的に多く、よく指摘される「ごく少数の合法就労外国人と圧倒的多数の不法就労外国人」という日本の外国人労働者の異常な構成がかびあがつてくる。このことは日本の外国人労働者問題の最大の特徴として指摘できる。外国人労働者の上述の三分類は、動態的特徴を知ろうと、外国人労働者の実態に即して分類した方がより適切であり、また合法・不法という法的地位の形式的分類では外国人労働者の科学的分析になじまないと考えたからにはほかならない。すなわち三分類は後述の五分類、九分類の出発点あるいは原型となるものである。⁽²⁸⁾

第三に、合法・不法含め外国人労働者の出身地域、国籍をみると、南米およびアジア諸国が大多数を占めており、血統主義により導入された南米日系人労働者を一応除外すると、日本の外国人労働者問題はアジアとりわけ東・東南アジア地域との関係をぬきにしては考えられないほど重要な問題をはらんでいる。

第四に、現在日本で就労する外国人労働者は景気変動によつて若干増減がみられるものの、労働力不足が慢性化している産業・業種・職種において不可欠の労働力として日本の国民経済を支えており、さらには在留・就労期間が長期化し、かつまた「定着化」の傾向がみられる。

第五に、合法・不法を問わず外国人労働者の大多数は、非常に規模の小さい中小零細の事業所で日本人労働者に比べても劣悪な労働条件での就労を余儀なくされており、また日本の労働市場の最も不安定な雇用関係に導入されてお

り、日本の不安定雇用労働者と共通した問題と外国人労働者特有の問題双方をかかえ、非常に困難かつ弱い地位、立場にたたされているといえる。

第六に、日本および日本への送出国双方において外国人労働者を出国・入国・入職させるルート・組織・コネクションが形成され強固に確立しており、日本の職業紹介制度の自由化・有料化のなかにあつて闇ルートの隆盛・野放しが加速化し、外国人労働者に対して一層困難な問題をかかえさせる結果となつている。

第七に、外国人女性労働者の風俗産業への合法・不法を問わない導入はすぐれて日本特有の現象であり、その数は出身国籍に変化があるものの一定数を維持し、非人間的な労働条件で労働を強制され、身体の危険さえともなう極めて困難な状況におかれている。

最後に、上述の動態的特徴を示すに至っているのは、一に日本政府の外国人労働者政策の歪さの反映であるといつても過言ではない。

3 外国人労働者問題の諸相と展望

(1) 外国人労働者問題の諸相

日本において外国人労働者問題が問題化しかつ外国人労働者の受け入れの是非をめぐる本格的な論議が始まったのは、一九八〇年代後半以降のことである。この背景に二つの要因が存在する。ひとつは、日本側の吸引要因ともいふべき円高問題である。日本の製造業、建設業、サービス業の分野に労働力不足が生じ、円高問題がそれを加速し、外国人労働者が日本に流入する日本側の条件が整つたことになる。もうひとつは、一九八〇年代というのは、欧米お

よび中東におけるアジア諸国の労働者がアジアに環流してくる時期でもあり、このことが日本に外国人労働者を流入させる外的要因である。アジアに環流した移民労働者は、アジアの受け入れ国と移民労働者の職種の間には一定の相關関係があることは事実であるが、いずれにしても、アジアに環流した移民労働者が日本などのアジアの受け入れ国に再び送り出されることになる。このような国際労働力移動をめぐる背景および日本への吸引要因が相俟って、日本において外国人労働者問題を顕在化あるいは問題化させることとなる。

このようにして始まった日本の外国人労働者問題は約一五年ほどの歳月を経ている。ある意味では日本の外国人労働者問題は、本格的な受け入れという視点からみれば、準備期あるいは「未経験」から「初体験」の時期に立っているのかもしれない。

二〇〇〇年という物理時間の節目に立って、この一五年ぐらいの問題の経緯をながめてみると、次のようなことを指摘しておくなければならないと考える。

① 日本政府の外国人労働者政策は、一九八九年の入管法改正という一定の政策的見直しを試みたものの、その見直しは破綻あるいは失敗し、いまだに外国人労働者の本格的受け入れあるいはルールに則った受け入れ政策を有するに至っていないと断ぜざるを得ない。

② 上述の政策の欠如・未確立・不在の結果、上述したような外国人労働者問題の実態的動向あるいは動態的特徴を示すに至っていないといえる。この動向あるいは特徴は複雑怪奇であり、容易に整理できない多様な合法・不法の外国人労働者の現出をわれわれに突きつけている。われわれは、この現象を座して待つわけにはいかない。それは、現実的に外国人労働者は日本経済のあらゆる場面において有効かつ安価な労働力として利用されており、彼らの経済的・

社会的地位および労働条件は日本人労働者と比較してもはるかに劣位におかれているからである。

このようなあつてはならない現実を打開するための方策の確立は日本人労働者にとつても焦眉の課題であるといえよう。なぜならいかなる国民経済のあり方としても労働者を犠牲あるいは餌食にするような運営は、そこで産みだされる商品・サービス・情報の質を悪化あるいは低下させ、その結果国民経済本体を疲弊させることになる⁽²⁹⁾と確信するからである。

そこで日本の外国人労働者をめぐる状況のなかで、現時点で筆者として注目しておきたい点を二つ指摘しておきたい。

(A) 国際労働力移動をめぐる動向

上述したように日本をめぐる国際労働力移動の動向は、現在も一九八〇年代および一九九〇年代と基本的には変化していないと考えてよい。すなわち日本経済の「構造調整」不況のなかにあつてもまたアジア諸国の経済趨勢がどうあれ、日本には外国人労働者を吸引する要因は依然として存在すると考えてよい。そこで国際労働力移動をめぐる特徴的な動きをみておきたい。

(a) 欧米の動き　まずはEUとくにベルギーは不法移民の急増に対して対応策に苦悩していることである。⁽²⁹⁾ EUの人口調査および推計によると、移民は七一七、〇〇〇人増加し、不法移民は数百万人に上っているとのことである。EUは一九九九年秋の首脳会議において、難民救済の継続の一方で不法移民の取り締まりを強化する方針をうちだしている。同様の事情をオランダもかかえていると報道している。⁽³⁰⁾このように、一九五〇・六〇年代の移民労働者受け入れ政策、一九七〇年代の帰国奨励政策、一九八〇年代以降の抑制政策という政策転換のなかで、EU加盟諸国

には程度の差はあれ、移民労働者のコントロールをめぐって苦悩している事情が存在している。

このような移民労働者政策の苦悩をかかえる一方で、ドイツは新たな移民受け入れ政策を模索している。⁽³¹⁾この報道によれば、ドイツ政府は、IT革命に対応すべくハイテク移民政策を採用しつつあり、当面欧州域外のコンピュータ技術者一―二万人を対象に三―五年間有効の特別労働許可証の発行を行い、国内企業が外国の有能なIT関連移民労働者を雇用しやすくするとしている。しかし他方で、一〇%超の失業率のなかでIT関連移民労働者の移入促進政策に対して労組などから批判がだされているという。

アメリカも同様の事情をかかえているという。⁽³²⁾一方で従来の移民の増加による財政負担の問題をかかえながら、他方でIT分野の人材不足が深刻化するという移民あるいは移民労働者をめぐっての二つの異なる政策課題への対処にアメリカでも苦悩しているとされている。

このように欧米諸国ではいわゆる「ハイテク移民」をめぐって争奪戦が展開されている状況にあり、今後IT分野の労働力をめぐって国際労働力移動に新たな要因が加わりつつあることは事実である。⁽³³⁾

(b) アジアの動き アジアにおける労働力移動については、日本労働研究機構(JIL)が「アジアにおける人の移動と労働市場」をテーマとするワークショップを開催している。⁽³⁴⁾このワークショップでは、OECDのJ・P・ギヤルソン教育雇用労働社会担当課長が「国際的移民の主要傾向」を、ILOのM・アベラ上級移民専門家が「臨時的移民労働者の保護」を報告している。注目点として、ギヤルソンが受け入れ国であるOECD諸国のアジア各国からの移民の実状を統計を使って紹介したこと、アベラがアジア経済危機後の移民の実状について調査実施を提案し移民保護のためにILO第一四三号条約が重要であるとしたことを紹介している。

このようにアジアにおいては、欧米に送り出されているアジア出身の移民労働者の問題およびアジア経済危機によりアジア地域内外へ送出される移民労働者の問題が大きな関心事となっている。ところでアジア出身の移民労働者といつても、一九七〇年代以降大量に送り出された欧米および中東におけるアジア諸国の移民労働者問題、欧米および中東から環流しアジア地域内に移動しているアジア諸国の移民労働者問題、さらに欧米諸国と同様に欧米諸国あるいはアジアの受け入れ国に送り出されるIT関連分野の移民労働者問題という三つの異なる移民労働者問題をアジア諸国はかかえるに至っているといえる。とくに今後、欧米に対してアジアの先進国に対して送り出される「ハイテク移民」の問題は、日本も例外ではなく、その扱い方あるいはその保護をめぐって新たな問題をひきおこしつつあり今後とも重要な検討課題となるであろう。

(B) 日本国内の排外主義をめぐる動向

外国人労働者の受け入れの是非をめぐって外国人排外主義の動きが近年再び活発化しているようにみうけられる。そこで次の特徴的な二つの動きを紹介しておきたい。

(a) 外国人犯罪報道および報告

外国人犯罪をめぐって、この一年ぐらいの報道をみると次のような事件報道がなされている。「訪日団の五二人失跡―ベトナムとインドネシア」(日経新聞一九九九年二月二〇日付)。「中国人が集団密航―男女五七人逮捕」(日経新聞一九九九年三月七日付)。「集団密航、最悪の恐れ―今年すでに四〇〇人近く、手口の巧妙化・組織化進む・八割は中国人」(日経新聞一九九九年四月二一日付)。「タイ女性四〇人を密入国―容疑の日本人逮捕」(日経新聞一九九九年四月一〇日付)。「密航か―一四人酸欠―金沢港・中国人?」(朝日新聞一九九九年四月一三日付)。「外国人犯罪、組織化進む―『凶悪』は二二%増・警察庁・九八年検挙微減」(日経新聞一九九

年五月六日付)。「密航中国人五人逮捕」(同上)。「犯罪の国際化一段と―九八年版警察白書・暴力団とも結びつき」(日経新聞一九九九年九月二四日付)。「外国人犯罪 過去最悪に―警察庁まとめ・昨年三四、〇〇〇件・組織化進み 地方拡散」(日経新聞二〇〇〇年五月一日付)。

このような報道をみると、いかにも外国人犯罪が増加しているかのような錯覚に陥るかもしれない。さらに上述の報道を大成するものとして、警察庁来日外国人犯罪等対策室「来日外国人問題の現状と対策」という報告が公表されている。⁽³⁵⁾この報告では、外国人犯罪の特徴として、(イ)来日外国人の検挙総数・微減、(ロ)刑法犯では重要犯罪が増加、(ハ)地方へ拡散する犯罪、(ニ)来日外国人犯罪の中核を占める不法滞在者(全検挙人員中の比率五九・二%―一六、三六六人)。(ホ)薬物事犯の半数近く占めるイラン人・フィリピン人などと指摘している。このように意図的に流される外国人犯罪報道・報告の在り方については、筆者は以前に次のことを指摘したが、今日でも妥当するものと考ええる。すなわち「外国人労働者の急速な増加が犯罪の増加・凶悪化を招いている」というイデオロギー攻撃がまかり通り、外国人労働者保護という課題の実現が一層困難となつていると考えられる。上述のマルコポーロの論調はいうに及ばず(マルコポーロ一九九五年二月号四頁以下においてマフィアによるあるいはマフィア支配下での犯罪をあたかも外国人犯罪が凶悪化、増加しているかのように報道している)、一部の論者、政府機関の白書などが、外国人労働者の増加イコール『治安の悪化』という短絡的かつ意図的な論調に与している。このような風潮が外国人労働者保護を困難にしていることは事実であり、そのことを簡単に是認することはできない。

外国人労働者の増加すなわち不法就労者(一九九〇年の入管法改正後は、不法入国者、不正上陸者、不法残留者、資格外活動者などの入管法違反者であつて、かつ就労している外国人をすべて不法就労外国人として扱っている。そ

説

いう意味では、不正就労の枠を拡大したことによる『の増加が、犯罪の増加・凶悪化をもたらしているというのは、本当に事実なのであろうか。結論からいってまったくそのような事実は存在しない。

論

刑法犯検挙人員（交通関係業務過失を除く）をみると、一九八六年にピークに達しその後減少し、再び一九九〇年から増加に転じ、刑法犯検挙人員総数中の外国人比率が、一九八〇年の二・五%から一九九三年に四・一%上昇したとの犯罪白書（平成六年版・法務省法務総合研究所編）の報告がある。この報告にはまったくの事実歪曲がある。この一三年間に、来日・在日外国人数において大きな変化があり、来日外国人だけを見ても、一九八〇年の約一三〇万人から近年約四〇〇万人に増加している。この増加は、約三・二倍である。この簡単な事実からも、外国人の増加イコール犯罪の増加という主張にはまったく根拠はない。ましてや、この間不法残留者は、一九八〇年当時の統計は存在しないが、約三倍以上にも増加し、不法就労者も約二倍ぐらいに達しているが、この増加割合に比例して、外国人の刑法犯検挙人員数がそれらに対応して増加しているわけではない。このように、外国人、外国人労働者の増加イコール犯罪の増加という論調は事実に基づかない、悪質なデマゴギーであるというほかない。また法令別、罪名別の検挙人員あるいは送致人員の推移（一九八四年から一九九三年）をみても、犯罪が凶悪化しているとは到底いえない。このように根拠のないデマが吹聴され、『治安悪化論』が流布されていくなかで、労働法上の法原則が疎んじられることと相俟って、雇用関係事犯の摘発とりわけ職安法、労基法による取締りがまったく行われていない、あるいはサポータージュスされている現状こそが問題である」と⁽³⁶⁾いずれにしても、犯罪内容を問わずまた正確な分析もない報告の在り方は問題である。実際に検挙件数・人員とも、一九九六年をピークに大幅に減少している事実こそ大切な指標である。⁽³⁷⁾

（b）排外主義発言

日本の支配層の一部には今日に至るも外国人排撃の思想を払拭しきれていない状況がある。これは単一民族論に立脚し日本民族優越論を主張するものであるが、このことと同時に第二次世界大戦における日本の戦争責任を自覚せず侵略戦争を美化することにもつながる思想である。この思想を象徴するものとして、石原慎太郎都知事の「三国人」発言がある。⁽³⁸⁾ マスコミ報道においては、石原発言が「差別」であるか否かに焦点がおかれていたが、このような取り扱いによって事の本質を明らかにすることにはならないと考える。石原は、「三国人、外国人の凶悪な犯罪が繰り返されており、震災が起きたら騒擾（そうじょう）事件も予想される。警察だけでは限度がある。（自衛隊には―筆者注）災害だけでなく治安の維持も遂行してもらいたい」と発言している。⁽³⁹⁾ この発言に対して、戦中戦後日本の植民地支配下にあつた人々のうち日本に居住した人々に対して使用されていた「（第）三国人」という用語が差別であるとの批判が行われた。このこと自体は歴史的事実であり、的を得た批判であるが、現段階においては一面的な批判に終始しているものといえる。この批判に対して石原は、「不法入国した外国人のことを不法入国した『三国人』と表現しました。この言葉は、私が意図した意味とは異なり・・・」と文書釈明を行った。⁽⁴⁰⁾ この釈明は石原の苦しまぎれの言い逃れであろうが、筆者はこの文書釈明自体にも問題があると考ええる。上述の警察庁の「来日外国人犯罪の中核を占める不法滞在者」という犯罪特徴分析といい、石原の「不法入国した『三国人』」という文書釈明といい、いずれも外国人・外国人労働者イコール犯罪者といわんばかりの外国人排外主義を表す思想である。この思想は、政府・法務省にも存在する外国人・外国人労働者を治安管理的対象とする政策的基調につながるものである。したがって外国人は犯罪者集団であり、つねに治安管理的対象としなければならず、震災時には自衛隊の治安出動をも行わなければならないという考え方の展開に至るものと考ええる。

このような支配層の誇大妄想の思想は、日本に出稼ぎに来ている外国人労働者の保護という重要な課題を後に追いやり、決して多くない一部のマフィア集団の犯罪を大きくみせて、結局は大多数の外国人・外国人労働者を犠牲にするものであり、現局面で決して軽視してはならない言動であるのとらえる必要がある。もし石原の発言を是とし、不問に付し彼を知事の座においておくことは、あらゆる意味で日本の民主主義の死滅につながることを警告しておきたい。

ここでは、外国人労働者問題の諸相として国際労働力移動の動向と日本の外国人排外主義の動向をとりあげた。このようなふたつのテーマを何の説明もなくとりあげたことに奇異の念を抱かれるかも知れない。しかし筆者は、今後の日本の外国人労働者問題を考えていく場合には、国際的視野からみた日本の位置を自覚することは不可欠であるし、また日本国内に目を転ずれば未だに外国人排外主義が残存していることに注意を喚起する必要があると考えて、あえてテーマとしてとりあげた次第である。これらの問題のほかに、定着・定住化に関する諸問題、文化的権利を維持する諸問題など紹介・検討しなければならぬ課題が山積みしていることを断っておきたい。

(2) 外国人労働者問題の展望

外国人労働者受け入れ構想をねりあげていくためには、日本の外国人労働者問題が今後どのように展開していくかという見通しについて、一定の認識が必要なことはいうまでもなからう。この認識を的確に把握するためには、それなりの順序だてた作業が必要なことはいうまでもない。しかしここでは、見通しあるいは展望にかかわる実証的な検

討は筆者の能力をこえるものであり、一応これらの検討を省いて、展望にかかわる對抗軸のみを示しておきたい。

現時点における日本経済の「構造調整」不況をのりこえ、第三次産業に大きく構造転換をはかっていくとしても、筆者自身は第一次・第二次産業の軽視・後退・崩壊は国民経済の健全な発展とはならないと確信しているが、将来的には少子化にともない労働力が減少していくという事実については、異論をはさむものはいないだろうと考える。ところが、外国人労働者の導入にかかわる議論においては次の二つの考え方に分かれることになる。

ひとつは、少子化にともなう労働力不足に対する対応策としては、まず女性および高齢者の労働力を最大限活用しつくすことよつてのりきるべきであるとする考え方である。この考え方を主張する者からは、外国人労働者のルールに則つた受け入れという考え方は全くといっていいほど出てこないものと考ええる。しかし筆者も以前に指摘したところではあるが、一九六七年の第一次雇用対策基本計画閣議決定以来約三〇年間にわたり上述と同様の考え方がくり返し公表されているにもかかわらず、女性および高齢者の雇用対策についてまともに検討され実施されてこなかった。また今後その可能性はほとんどないものと考えてよからう。ただ女性および高齢者の雇用対策が十全になされたとしても、労働力不足の分野が生ずることは事実であり、この考え方自体からは外国人労働者導入を否定する論拠が出てこないともいえよう。

もうひとつは、少子化にともなう労働力不足に対する対応策としては、例えば看護、医療、建設、ホテルなどの労働力不足の分野に外国人労働者の導入をはかるべきだとする考え方である。

これら二つの考え方の對抗軸としては、少子・高齢化時代の労働力不足にどう対応するかが存在しているものと考えられる。ところで日本政府の内部においても、上述二つの考え方をめぐつて綱引きが行われており、現時点におい

では日本政府の政策上の基調がどちらに重点がおかれるか、筆者には予測しがたいところである。⁽¹²⁾

いずれにしても結論的にいえば、国内労働力に対するいかなる対応策をとろうとも、労働力不足の産業・業種・職種は現在も存在するし将来的にも存在し続けることを前提にした場合に、外国人労働者のルールに則った受け入れ構想が必要となってくるものと筆者は考える。⁽¹³⁾

(12) 村下博『外国人労働者問題の政策と法』大阪経済法科大学出版部一九九九年三一八頁。

(13) 法務省入国管理局『平成二一年における外国人及び日本人の出入国者数』国際人流二〇〇〇年五月号三四―三九頁、日本経済新聞二〇〇〇年一月二五日付。なお全国のテーマパークが中国人客呼び込みのために動いているという。また中国は一九九八年から日本への観光旅行を解禁したという。この日中双方の動きは今後注目されるところである（日本経済新聞二〇〇〇年五月二〇日付）。

(14) 注(12)前掲書八一―四頁。

(15) 一九九八年については、法務省入国管理局『平成一〇年末現在における外国人登録者統計』国際人流一九九九年七月号一九―二二頁および日本経済新聞一九九九年六月六日付。一九九九年については、法務省入国管理局『平成二一年末現在における外国人登録者統計（概要）』国際人流二〇〇〇年七月号三六―三八頁および日本経済新聞二〇〇〇年五月三一日付。さらに詳細については、法務省入国管理局編『平成二二年版 在留外国人統計』財団法人入管協会―二四頁参照。

(16) 注(12)前掲書一四―二〇頁。

(17) 法務省入国管理局編『平成二一年版 在留外国人統計』財団法人入管協会一九九九年八頁、二〇頁ほか。

(18) 日系人労働者の動向および就労実態については、「今日の外国人労働者・住民の実態」(国際労働力移動シリーズ九号)法政大学比較経済研究所一九九九年、丹野清人「外国人労働者の法的地位と労働市場の構造化―日本における西・南アジア

系就労者と日系ブラジル人就労者の実証研究に基づく比較分析」国際学論集四三号四三頁以下、同「在日ブラジル人の労働市場」大原社会問題研究所雑誌四八七号二頁以下参照。

(19) 日本経済新聞一九九九年一月四日付。

(20) 合法就労外国人をめぐる問題点の一端を紹介しておく。「外国講師ら七人、二学校法人が契約更新せず・労組、救済申し立て」朝日新聞一九九八年七月一日付、「中国人労働者が初の組合結成」赤旗一九九八年九月二七日付、「外語のトータと元社長書類送検・東京労働基準局 賃金不払い容疑」日本経済新聞一九九八年二月二日付、「外国人講師、三割減へ」労組結成し交渉へ—神戸市市教委—朝日新聞一九九九年三月四日付、「外国人労働者表面化せぬ苦境—失業率・実態把握されず」朝日新聞一九九九年七月二〇日付、「日系外国人労組に救済命令—千葉地労委」赤旗一九九九年九月三日付、「都の清掃職員、二三区移管で募集開始—女性・外国人も増加」日本経済新聞二〇〇〇年一月一〇日付、「組合活動で不当解雇—英国人講師の訴え認める—大阪地裁判決」日本経済新聞二〇〇〇年三月一日付などを参照。

(21) 注(12)前掲書二〇—二七頁。

(22) 法務省入国管理局「本邦における不法残留者数(平成一一年七月一日現在)」国際人流一九九九年一月号二六—二八頁および法務省入国管理局「本邦における不法残留者数(平成一二年一月一日現在)」国際人流二〇〇〇年五月号一九頁以下。なお不法残留者の動向については、「不況で減った—不法残留外国人数」毎日新聞一九九九年三月二八日付、「不法残留、緩やかな減少」日本経済新聞一九九九年三月二八日付、「不法残留者二六八、〇〇〇人—一九九九年七月一日現在」日本経済新聞一九九九年九月二六日付、駒井洋『「不法」滞在者 一斉出頭の意味』朝日新聞一九九九年二月二九日付、「不法滞在の外国人収容施設—『毎日の運動』実は半分以下—」読売新聞二〇〇〇年二月一八日付、「仕事場を支える屋台骨—不法滞在者・『高犯罪率』にからくり・まじめな働きに報いて」朝日新聞二〇〇〇年六月八日付などを参照。なお「不法残留罪」新設については朝日新聞一九九九年三月四日付参照。

(23) 不法残留者数の処理・集計方法については注(22)前掲国際人流二〇〇〇年五月号一九頁参照。ここでは処理・集計方法

に関しては「不法残留者の数は、外国人が提出する入国記録、出国記録等を処理し、得た数である。入国及び出国記録の突合処理が行われていないものがある等の誤差要因があるため、集計数は実際の不法残留者数値を正確に表すものとはいえないが、不法残留者の概数値を示すものである」と一応の定義づけを行っている。ということは、不法残留者の実数は法務省の公表数値よりも上回っているものと推測される。

- (24) 本稿とのかかわりで、注(22)「前掲朝日新聞二〇〇〇年六月一八日付の一部を紹介しておきたい。『警察白書』はここ数年、刑法犯検挙人数に占める来日外国人の割合が人口比より高いことを理由に、外国人犯罪は『治安上の問題』と指摘し続けた。

外国人の人口構成比(一・〇%)は国勢調査をもとにしながら、検挙人数には国勢調査で対象にならない三百万人以上の短期滞在者の犯罪なども含んで二・〇%とするなど、やり方に疑問があることが明るみに出たためだ」と指摘していることは、後述の排外主義の動向にかかわって注目しておきたい。

- (25) 注(12)「前掲書二七―八七頁。

- (26) 一九九八年については法務省入国管理局「平成一〇年における入管法違反事件」国際人流一九九九年七月号三八―三九頁、一九九九年については法務省入国管理局「平成一一年における入管法違反事件」国際人流二〇〇〇年七月号一八―二二頁および財団法人入管協会『平成一一年 出入国管理関係統計概要』五一頁以下参照。

- (27) 注(12)「前掲書九三―九四頁。

- (28) 注(12)「前掲書において、三分類、五分類、九分類といった若干意図のはっきりしない分類方法を提起した。この点につきある場で貴重な指摘を頂いた。要するに従来の二分類では実態を反映しておらず、実態に即した分類の必要性を提起したつもりであるが、筆者の説明不足で真意が伝わっていないことを反省している。今後この点については一層深めて、分類の意図あるいは必要性を明確にしていきたい。

- (29) 毎日新聞二〇〇〇年一月一四日付。ここでは「移動の自由」政策を逆手にとった不法移民の増加に対して、ベルギーが検

間を再開したと報じている。

(30) 朝日新聞一九九九年三月一日付。ここでは、人口二万人あたりの難民申請者の数を報じ、国籍順位をみると、スイス・オランダ・ベルギー・ノルウェー・オーストリア・スウェーデン・ドイツ・デンマーク・イギリス・アメリカの順となっている。いずれの国も難民と経済移民の区別に苦悩しているようである。

(31) 日本経済新聞二〇〇〇年三月一四日付。

(32) 朝日新聞二〇〇〇年一月一八日付、日本経済新聞二〇〇〇年五月三〇日付参照。

(33) 「ハイテク移民」の争奪戦および「頭脳」争奪戦については、日本経済新聞二〇〇〇年四月二二日付、日本経済新聞二〇〇〇年五月二九日付参照。

(34) ILOジャーナル四七三号(一九九九年一・二月号)三頁。アジアにおいてもハイテク移民問題が浮上しており、日本・シンガポール間の自由貿易協定に関する報告書がだされ、そこで、IT分野の労働力取引の重要性が提起されている(日本経済新聞二〇〇〇年九月三〇日付参照)。

(35) 警察庁来日外国人犯罪等対策室「来日外国人問題の現状と対策」国際人流一九九九年一二月号四二―四五頁。なお最近の報道においても相変わらず、「外国人刑法犯 最悪ペース」日本経済新聞二〇〇〇年九月一五日付において外国人イコール犯罪者との印象をふりまいている。

(36) 注(12) 前掲書三八―三八二頁。

(37) 注(34) 国際人流一九九九年一二月号四三頁掲載の「来日外国人の検挙状況(刑法犯・特別法犯の推移)」を参照。

(38) 報道については日本経済新聞二〇〇〇年四月一〇日付など参照。さらに「特集・石原都知事批判」世界六八〇号とくに原尻英樹論文参照。なお、排外主義的傾向を示す動向として、外国人地方参政権問題があるが、自民党内の排外主義発言については日本経済新聞二〇〇〇年九月二九日付参照。

(39) 注(38) 前掲および日本経済新聞二〇〇〇年四月一五日付。

(40) 日本経済新聞二〇〇〇年四月二〇日付。

(41) 注(12)前掲書一〇八頁以下。

(42) 日本政府内には、本文中の二つの考え方が混在していると考えられる。どのような状況になろうと従来の政策を変えたくない法務省と労働力不足の分野に何らかの形態で導入しようとする経企庁その他との綱引きがあるようにみうけられる。いずれにしろ、この両者の調整点として技能実習生制度の拡充が浮上ってきており、この点については、後述の第二次出入国管理計画の批判的検討のところであらためて検討したいと考える。

(43) 少子・高齢化と外国人労働者の受け入れとの関連などを論じたものとして、パソナグループ代表南部靖之『人材開国』で「日本に活力を」日本経済新聞一九九九年五月三日付、岩本康志「二〇一〇年までに年二%弱に」日本経済新聞一九九九年一月二五日付などがある。いずれにしろ、両者の関係については、正確な人口構成予測、少子化・高齢者対策、女性労働力対策、労働力不足分野とその必要労働力などの分析・検討が必要なことはいうまでもない。